

講義録レポート

講義録コード 06-16-9-101-04

講 座	社会保険労務士	テーマ	受験経験者のための戦略的学習法
目標年	2016年合格目標		
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☒ 個別DVD ☐ 集合ビデオ ☐ DVD通信 ☐ WEB通信 ☐ DL通信 ☐ WEB+DL通信 ☐ 資料通信		

講師名	高橋 比沙子 先生	講義録 枚数	枚 ※レポート 含まず
		配布 レジュメ	枚

配布教材	
備考	

社 労 士 講義録

科 目

受験経験者のための
戦略的学習法

コ ー ス

無料公開
セミナー

回 数

/

配布物

★ミニテスト：あり [] なし
 ★実力テスト：あり [] なし
 ◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
 ★その他のレジュメ []

講 師

高橋(比) 先生

テキスト
ペ ー ジ

黒 板 内 容

受験経験者のための戦略的学習法

1. 本試験の合格レベル

基礎的知識で解けるもの (◎) (見たことがある問題)					
応用問題	基本的知識から推論・読解力でとける問題 (△)				
	難問 (細かい知識) (●)				
平成 27 年択一式	TAC 分析による	◎ 35 問	△ 25 問	● 10 問	
平成 27 年選択式	"	◎ 26 問	△ 12 問	● 2 問	

2. 27 年度本試験の特色と対策

《総論》

基本知識の暗記だけでは対応できない事例式等の問題が増えている。



- ・断片的な知識では対応不可能
- ・文章の読解力、問題対応処理能力及び法的思考力が必要



対策

1. 基本条文に関する知識定着
(立法趣旨、意義・要件・効果の記憶)
2. 読解力を高める
3. 推論力を高める

(学習のポイント)

1. 教材を効率的に活用する
2. テキストと問題演習をリンクする
3. 過去問等の問題を多角的に活用する。



インプットと
アウトプットの
バランスを考える

社 労 士 講義録	科 目 受馬経馬者のための戦略的学習法	コース 無料公開セミナー	回数 1
-----------	---------------------	--------------	------

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 高橋(比)先生
-----	--	--------------------------------------	------------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	《各論》 (平成 27 年度の問題を例にして) (1) 問題を解くプロセスと学習法 例題 (択一式 健保問 10) 被保険者が多胎妊娠し(出産予定日は6月12日)、3月7日から産前休業に入り、6月15日に正常分娩で双子を出産した。産後休業を終了した後は引き続き育児休業を取得し、子が1歳に達した日をもって育児休業を終了し、その翌日から職場復帰した。<u>産前産後休業期間及び育児休業期間に基づく報酬及び賞与は一切支払われておらず、職場復帰後の労働条件等は次のとおりであった。なお、職場復帰後の3か月間は所定労働日における欠勤はなく、育児休業を終了した日の翌日に新たな産前休業に入っていないものとする。この被保険者に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。</u> 【職場復帰後の労働条件等】 始業時刻 10:00 終業時刻 17:00 休憩時間 1時間 所定の休日 毎週土曜日及び日曜日 給与の支払形態 日額 12,000 円の日給制 給与の締切日 毎月 20 日 給与の支払日 当月末日 ア 事業主は出産した年の3月から8月までの期間について、産前産後休業期間中における健康保険料の免除を申し出ることができる。 イ <u>出産手当金の支給期間は、出産した年の5月2日から同年8月10日までである。</u> 《正解肢》A (アとイ) ↓ 問題で問われていることを把握する (問題演習で習得) 《正解を導くためのベースとなる知識》 テキストで知識を習得 (出産手当金の支給) 出産の日(出産の日が産前休業の予定日後であるときは、産前休業の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合においては、98日)から出産の日後56日までの間において勤務に服さなかった期間 (産前産後休業期間中の保険料の免除期間) 産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月まで 過去問1問1答問題集で知識の定着 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。○(H26-6C)

社 労 士 講義録	科目 受験経験者のための戦略的学習法	コース 無料公開セミナー	回数 1
-----------	--------------------	--------------	------

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 高橋(比)先生
-----	--	--------------------------------------	------------

テキスト ページ	黒 板 内 容
-------------	---------

(2) 過去問活用法
①択一式

例題 (択一式 労基問4)

労働基準法に定める賃金等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働基準法第24条第1項に定めるいわゆる賃金直接払の原則は、例外のない原則であり、行政官庁が国税徴収法の規定に基づいて行った差押処分に従って、使用者が労働者の賃金を控除のうえ当該行政官庁に納付することも、同条違反となる。
- B 過払いした賃金を精算ないし調整するため、後に支払わべき賃金から控除することは、その金額が少額である限り、労働者の経済生活の安定をおびやかすおそれがないため、労働基準法第24条第1項に違反するものではないとするのが、最高裁判所の判例である。
- C 退職金は労働者の老後の生活のための大切な資金であり、労働者が見返りなくこれを放棄することは通常考えられないことであるから、労働者が退職金債権を放棄する旨の意思表示は、それが労働者の自由な意思に基づくものであるか否かにかかわらず、労働基準法第24条第1項の賃金全額払の原則の趣旨に反し無効であるとするのが、最高裁判所の判例である。
- D 労働協約、就業規則、労働契約等によってあらかじめ支給条件が明確である場合の退職手当は、労働基準法第11条に定める賃金であり、同法第24条第2項の「臨時に支払われる賃金」に当たる。
- E 労働基準法第24条第2項に定める一定期日払の原則は、期日が特定され、周期的に到来することを求めるものであるため、期日を「15日」等と暦日で指定する必要があり、例えば「月の末日」とすることは許されない。

正解肢 D

↓
択一の問題を解く技術は5択の問題で磨く

(5択で演習するメリット)

1. 正解肢の絞り込みの練習
2. 本試験で問われる知識レベルと知識量を知る
3. 正解すべき問題と難問の選別方法を知る

↓
問題を解く上での戦略を立てる

社 労 士 講義録	科目 受験経験者のための戦略的学習法	コース 無料公開セミナー	回数 1
-----------	--------------------	--------------	------

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 高橋(比)先生
-----	--	--------------------------------------	------------

テキスト ページ	黒 板 内 容
-------------	---------

②選択式

例題（選択式 問2〈労災〉）

次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 労災保険法第33条第5号によれば、厚生労働省令で定められた種類の作業に従事する者（労働者である者を除く。）は、特別加入が認められる。労災保険法施行規則第46条の18は、その作業として、農業における一定の作業、国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる一定の作業、労働組合等の常勤の役員が行う一定の作業、□A□関係業務に係る一定の作業と並び、家内労働法第2条第2項の家内労働者又は同条第4項の□B□が行う一定の作業（同作業に従事する家内労働者又はその□B□を以下「家内労働者等」という。）を挙げている。

労災保険法及び労災保険法施行規則によれば、□C□が、家内労働者等の業務災害に関して労災保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があった場合、家内労働者等が当該作業により負傷し、疾病に罹患し、障害を負い、又は死亡したとき等は労働基準法第75条から第77条まで、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由が生じたものとみなされる。

2 最高裁判所は、労災保険法第12条の4について、同条は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が先に保険給付をしたときは、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権はその給付の価額の限度で当然国に移転し、第三者が先に損害賠償をしたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができると定め、受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付義務とが□D□の関係にあり、同一の事由による損害の□E□を認めるものではない趣旨を明らかにしているものである旨を判示している。

（解答）

- A ⑥介護 B ⑬補助者 C ⑦家内労働者等の団体
D ⑪相互補完 E ⑮二重填補

選択肢

- | | | | | |
|---------|-------------|--------|-------|----------|
| ① 委託者 | ② 委託者の団体 | ③ 移 転 | ④ 医 療 | ⑤ 請負的仲介人 |
| ⑥ 介 護 | ⑦ 家内労働者等の団体 | ⑧ 減 額 | | |
| ⑨ 在宅労働者 | ⑩ 使用人 | ⑪ 相互補完 | ⑫ 仲介人 | |
| ⑬ 重 複 | ⑭ 独 立 | ⑮ 二重填補 | ⑯ 福 祉 | |
| ⑰ 並 立 | ⑱ 保 健 | ⑲ 補助者 | ⑳ 立 証 | |

初めて見る問題の技術を問題演習後の復習で磨く

（選択式対策のポイント）

1. 推論型（初めて見る問題）の対策は、問題演習後に「正解を導くには、問題文のどの部分に着目するか、どのように考えれば良いか」を検討することが効果的。
2. 知識型の対策は択一と同じ

社 労 士 講義録	科目 受験経験者のための戦略的学習法	コース 無料公開セミナー	回数	1
-----------	--------------------	--------------	----	---

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 高橋(比)先生
-----	--	--------------------------------------	------------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	3. 学習方法（初学者との相違点）《上級本科カリキュラムをベースに》 ① スタート時点から応用力強化＋演習 <pre> graph LR A["基本事項の確認・定着 (予習→講義→復習) 《1問1答問題集の活用》 + 基本知識→上乘せ知識"] -- 演習 --> B["到達度テスト(8回) ・実力完成答練(6回) ・上級答練(6回) ・トレーニング (上級申込特典)"] B --> C["問題処理能力の強化 ・スピードアップ ・正答率を高める ・正解すべき問題の選別"] </pre> ② 優先順位をつけた学習（ハイレベルテキストの特色） ・条文にランク表示 重要 ↑★★★★ ★★★ ★★ ★ ・解説を重要度に応じて分類 ↑ 重要度が高い項目 通常の解説（最優先事項には必修マーク） POINT やや細かい知識 《参考》 かなり細かい知識 巻末に《発展》として記載 ・改正箇所には改正マーク ・過去問表記（過去10年分）→1問1答問題集との連携 ③ 苦手科目の先行学習 ④ 横断的視点 ⑤ 学習方法を定期的に見直す (例) ・予習→講義→復習のサイクルの確認 ・インプットとアウトプットのバランスの確認 ・問題演習が単なる作業になっていないか

社 労 士 講義録	科目 受験経験者のための戦略的学習法	コース 無料公開セミナー	回数 1
-----------	--------------------	--------------	------

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 高橋(比)先生
-----	--	--------------------------------------	------------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	4. 目的意識をもった学習 (問題を解くプロセス) 問題文を早く、正確に読み取る ↓ 問われているポイント（論点）を把握する。（知識＋考える力） ↓ 解答を導く（応用力＋判断力） (学習のプロセス) 予習等でテキストを読む（文章読解力を高める） ↓ 講義、復習で知識の定着＋問題演習（過去問演習、到達度テスト等） ↓ 直前期の答練で問題対応能力をさらに高める